

千葉市職員給与支給明細書広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市職員給与支給明細書に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉市広告掲載要綱(平成18年3月3日施行)第5条及び千葉市広告掲載基準(平成18年3月3日制定)の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格、掲載位置及び枠数は、総務局長が別に定める募集要項においてこれを指定する。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

- 2 前項の募集は、原則として千葉市総務局総務部給与課ホームページにより行うものとする。
- 3 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。
- 4 総務局長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、総務局長が別に定める。

- 2 総務局長は、必要に応じ、広告掲載料を見積合せにより決定することができる。
- 3 広告主は、広告掲載料を総務局長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、総務局長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の申込み)

第6条 千葉市職員給与支給明細書への広告掲載希望者は、千葉市職員給与支給明細書広告掲載申込書(見積書)(様式第1号)により、総務局長が募集要項において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について千葉市職員給与支給明細書広告掲載決定通知書(様式第2号)又は千葉市職員給与支給明細書広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知する。
- 3 市長は、広告掲載希望者が、第3条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定する。
- 4 見積合わせによる広告募集を行った場合は、見積金額が、第3項の規定に優先するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件を記載した千葉市職員給与支給明細書広告掲載承諾書(様式第4号)を市長に提出

する。ただし、別に契約書を作成する場合にあってはこの限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第 9 条 広告主は、市長が指定する期日までに、指定する場所に広告原稿を提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 10 条 広告の内容及びデザイン等については、市及び千葉市職員給与支給明細書の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更要求)

第 11 条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、千葉市職員給与支給明細書への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、千葉市職員給与支給明細書広告掲載決定通知書(様式第 2 号)において市長が指定した期日までに、書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。

3 前 2 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 15 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(契約書を作成する場合の取扱い)

第17条 千葉市と広告主の間で契約書を作成し、契約を締結する場合には、当該契約書の内容に第9条から前条までの規定と重複又は抵触する場合は、当該契約書の内容が優先するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に総務局長が定める。

附 則

この要領は平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年1月31日から施行する。

(様式第1号 - 1)

(表面)

千葉市職員給与支給明細書広告掲載申込書(見積書)

平成 年 月 日

(あて先)千葉市長

申込者 住 所
氏 名
(法人名)

印

千葉市職員給与支給明細書広告掲載取扱要領第6条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。なお、申込みに当たっては、千葉市職員給与支給明細書広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 応募内容

(1) 申込金額(見積金額) _____円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 掲 載 年 月 :

2 応募資格 裏面記載の応募資格の項目の全てについて条件を満たしています。

3 担当者連絡先

(1) 担当者氏名 :

(2) 電 話 番 号 :

(3) F A X 番 号 :

(4) E - m a i l :

(様式第1号 - 1)

(裏面)

応募資格

募集要項による応募資格内容記載欄

(様式第1号 - 2)

千葉市職員給与支給明細書広告掲載申込書(見積書)

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 住 所
氏 名
(法人名)

印

千葉市職員給与支給明細書広告掲載取扱要領第6条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。なお、申込みに当たっては、千葉市職員給与支給明細書広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容等

(1) 掲載希望年月：平成 年 月分

(2) 申込金額： 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 広告の内容：

広告の原稿案がある場合は添付してください。(A4サイズの紙面に印刷したもの、又は電子ファイルによる。電子ファイルの場合、電子メールによる送付も可。)

2 担当者連絡先

(1) 担当者氏名：

(2) 電話番号：

(3) FAX番号：

(4) E-mail：

(様式第2号)

千葉市職員給与支給明細書広告掲載決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

千葉市長

このたびは、千葉市職員給与支給明細書への広告掲載のお申込みをいただき誠にありがとうございました。

さて、平成 年 月 日付お申込みをいただいた広告の掲載につきましては、下記のとおり掲載することと決定しましたので通知いたします。

記

1 条件等

- (1) 広告掲載料: 円
- (2) 掲載年月:
- (2) 広告掲載料納付期限: 平成 年 月 日
- (3) 広告原稿提出期限:
- (4) 広告原稿提出先:
- (5) 広告掲載の取下げの期限: 平成 年 月 日

2 その他

(様式第 3 号)

千葉県職員給与支給明細書広告非掲載決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

千葉市長

このたびは、千葉県職員給与支給明細書への広告掲載のお申込みをいただき誠にありがとうございました。

さて、平成 年 月 日付お申込みをいただいた広告の掲載につきましては、下記のとおり掲載しないこととなりましたので通知いたします。

今後とも、千葉県職員給与支給明細書への広告掲載にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 申込内容

(1) 掲 載 年 月 :

2 理 由

3 そ の 他

(様式第4号)

千葉市職員給与支給明細書広告掲載承諾書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 住 所
氏 名
(法人名)

印

千葉市職員給与支給明細書への広告掲載に当たっては、下記のとおりとすることを承諾します。

記

1 広告内容等

(1) 掲載年月：平成 年 月分

(2) 広告の内容：

2 条件等

(1) 広告掲載料： 円

(2) 広告掲載料納付期限：平成 年 月 日

(3) 広告原稿提出期限：平成 年 月 日

(4) 広告原稿提出先：

(5) 広告掲載の取下げの期限：平成 年 月 日

3 その他